

○守山市公共施設予約システム利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、インターネットを利用して公共施設の空き状況照会および利用予約(以下「利用予約等」という。)を行うことができる守山市公共施設予約システム(以下「システム」という。)の利用者登録およびシステムの利用について必要な事項を定めます。

(利用規約の同意)

第2条 システムを利用して施設(市および指定管理者の施設のうち、システムを導入している施設をいう。以下同じ。)の利用予約等を行う者は、この規約への同意が必要です。

(条例等の適用)

第3条 予約した施設の利用および利用に係る使用料の支払については、利用申請する施設にかかる条例、規則等および施設管理者が定める関係規定に従うものとします。

(定義)

第4条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるものとします。

(1) 施設管理者

システムを利用して予約管理をする施設の管理者(市・市が指定する指定管理者など当該施設を管理する者)をいいます。

(2) 登録者番号

利用者登録の際に登録者を識別するため、施設管理者が付与する利用者番号をいいます。

(3) パスワード

登録者番号と組み合わせて、登録者を確認するために使用する任意の符号をいいます。

(4) 利用者区分

利用予約等を行うことが出来る期間を設定するための区分をいいます。

(5) 利用種別

利用予約を行う際、利用料を決定するための区分をいいます。

(登録の区分等)

第5条 利用者登録は、個人または団体で行うものとし、利用者区分および利用種別については、各施設の条例、規則等および施設管理者が定める関係規定の定めるところによるものとします。

(利用者登録の申請)

第6条 システムを利用して施設の利用予約を行おうとする者は、あらかじめ本規約を承諾の上、利用者登録を申請しなければなりません。

2 前項に規定する利用者登録の申請は、利用者が所有するパソコン、スマートフォン等で仮登録を申請し、利用する施設の窓口で本登録を申請するものとします。

3 仮登録の際に設定するパスワードは、8文字から12文字までの任意の半角英数字とします。

4 団体による利用者登録の申請は、団体の代表者または代表者から委任を受けた者(以下「代表者等」という。)が行うものとします。

(申請者の本人確認)

第7条 施設管理者は、前条の規定による利用者登録の申請があったときは、申請者が本人であること(団体による利用者登録の申請については、代表者等が本人であること)を次の各号のいずれかの方法で確認するものとします。

(1) 運転免許証

(2) 健康保険証

(3) マイナンバーカード

- (4) パスポート
 - (5) その他本人であることを確認できると認められる身分証明書
- 2 団体による利用者登録の申請については、代表者等が団体の構成員であることを証明する書類や、団体の構成員名簿の提出を求めることがあります。

(利用者登録)

第8条 施設管理者は、利用者登録の申請を受け付けた後、審査の結果適当であると認めたときは、速やかに利用者登録を行います。

- 2 利用者登録をした者に登録者番号を発行します。
- 3 登録者番号およびパスワードは、システムを使用する守山市内の施設で利用可能です。
- 4 利用者登録の有効期限は、原則、システム稼働終了時までとします。
- 5 登録者番号およびパスワードは、1団体または1利用者につき1つとし、複数取得することは認めません。

(登録者番号およびパスワードの管理)

第9条 利用登録をした者は、登録者番号およびパスワードを他人に知られることのないよう適切に管理してください。

- 2 登録者番号およびパスワードにより行われた利用予約については、登録者本人により行われたものとみなします。

(費用)

第10条 利用者登録に係る費用は、無料とします。

- 2 利用登録をした者がシステムを利用するに当たって必要とする機器、ソフトウェアおよびインターネット接続等に関する費用その他一切の費用は、利用登録をした者の負担とします。

(利用時間)

第11条 システムの利用時間は、次のとおりとします。

- (1) 空き状況の確認 原則 24時間
- (2) 予約の申込 原則 24時間（ただし、毎月1日（1月は最初の営業日）を除く。）なお、保守等によりシステムの一部または全部を停止することがあります。

(登録事項の変更手続き)

第12条 利用登録をした者は、登録の内容に変更が生じた場合、守山市公共施設予約システム利用者情報（変更）申請書を、速やかに利用者登録を行った施設に提出してください。ただし、メールアドレスおよびパスワードをシステム上で変更する場合は、この限りではありません。

(利用者登録の抹消手続き)

第13条 利用登録をした者が利用者登録を抹消しようとする場合は、利用者登録を行った施設に守山市公共施設予約システム利用者情報（廃止）申請書を提出してください。

(登録の抹消及び制限)

第14条 利用登録をした者が前条に規定する登録抹消手続きを行ったとき、または次の各号のいずれかに該当するときは、利用者登録を抹消し、または制限します。

- (1) 虚偽の申請により登録者番号およびパスワードの交付を受けたとき。
- (2) 施設の管理に関する例規等または本規約に重大な違反をしたとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 住所変更の届け出を怠る等登録者の責めに帰すべき事由により、登録者への通知または連絡を行うことができないと本市が判断したとき。
- (5) システムによる施設の利用予約（以下「インターネット予約」という。）の頻繁な取消

しや、当日利用しないなどの行為を繰り返し行うなど、不適切なシステム利用があると本市が認めたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、登録者として不適格と本市が認めたとき。

(予約)

第 15 条 利用登録をした者は、インターネット予約を行った場合は、各施設の定めるところにより、それぞれの施設の担当窓口の開館時間内において使用料を支払い、利用許可を得てください。

- 2 インターネット予約を行った日から起算し、施設の定める期間内に利用許可を得ない場合、施設管理者は、インターネット予約を取り消します。
- 3 利用許可後の取消しについては、システムでは取消しできませんので、各施設に連絡し手続きを行ってください。
- 4 利用料の減免を受けている利用者は、インターネット予約の際、利用種別により該当する減免率を選択してください。なお、インターネット予約の利用許可申請時に、施設側で利用種別を変更する場合があります。また、施設により減免率が異なる場合は、利用される施設に応じた減免率を選択してください。
- 5 不適切なシステムの利用があった場合は、期限を定めてシステムの利用を停止する等利用の制限を行うことがあります。
- 6 災害の発生、選挙事務による施設の利用等やむを得ない場合、インターネット予約を取り消すことがあります。

(個人情報の保護)

第 16 条 各施設の管理者は、登録者の個人情報、予約情報等を、本来の目的以外に利用または提供いたしません。

- 2 登録者は、利用者登録の情報について、施設の利用予約に必要な範囲に限り、各施設が共通情報として利用することに同意するものとします。
- 3 その他個人情報の取扱いについては、守山市個人情報保護条例（平成 14 年条例第 36 号）の規定によります。

(免責事項)

第 17 条 市は、登録者および閲覧者がシステムを利用したことにより発生した損害について、一切の責任を負いません。

- 2 市は、システムの運用の停止、中止または中断等により発生した損害について、一切の責任を負いません。

(規約の変更)

第 18 条 市は、必要があると認めたときは、登録者に事前に通知を行うことなく、本規約を変更できることとし、登録者は、システムの利用の都度、本規約の確認を行うものとします。

(システムの終了)

第 19 条 システムの稼働終了時においては、登録者が届け出た情報および登録者番号、パスワード等は全て抹消します。ただし、本システムにかわるシステムのために登録情報を利用することを妨げません。

付 則

この規約は、令和 3 年 10 月 1 日から施行します。